

いわき市社会福祉審議会  
児童福祉専門分科会  
(子ども・子育て会議) について

平成25年9月13日  
いわき市保健福祉部児童家庭課

# 会議の趣旨・目的

## 1 設置根拠

### ① 子ども・子育て支援法（平成24年8月22日公布）

#### 【子ども・子育て支援法 抜粋】

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

（以下略）2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するにあたっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

### ② 改正認定こども園法（平成24年8月22日公布）

#### 【改正認定こども園法 抜粋】

第25条 第17条第3項(幼保連携型認定こども園の認可・廃止)、第21条第2項(幼保連携型認定こども園の事業停止・施設閉鎖命令)及び第22条第2項(幼保連携型認定こども園の認可取消し)の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県(※)に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

※ 中核市であるいわき市が含まれる。

### ③ 改正児童福祉法（平成24年8月22日公布）

#### 【児童福祉法 抜粋】

第35条第6項 都道府県知事(※1)は、第4項の規定により保育所の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会(※2)の意見を聴かななければならない。

※1 中核市の市長と読み替える。(大都市特例)

※2 いわき市は児童福祉専門分科会

### ④ いわき市社会福祉審議会条例(H25年6月一部改正)

→ これまで、保育所の定員設定等の答申を行ってきた「いわき市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」に「子ども・子育て会議」の機能を兼ねさせた。

※ その他、児童福祉法・社会福祉法により、児童福祉専門分科会の設置等について定められている。

## 2 設置の趣旨・目的

- ① 子育て当事者や子育て支援当事者等の参画を得て、子育てに関するニーズを「子ども・子育て支援事業計画」等に反映することをはじめ、子ども・子育て支援新制度(資料3で説明)に基づく子ども・子育て支援施策を、本市における地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて実施すること。
- ② 新制度に基づく子ども・子育て支援施策の実施状況の継続的な点検・評価・見直し(事業計画のPDCAサイクル)を行っていくこと。

### 【所掌事務】

#### ○子ども・子育て会議(子ども・子育て支援法)

- ・ 特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)の利用定員の設定について意見を述べること。
- ・ 特定地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育等)の利用定員の設定について意見を述べること。
- ・ 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更について意見を述べること。
- ・ 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

○幼保連携型認定こども園に関する合議体（改正認定こども園法）

- 幼保連携型認定こども園の認可、廃止について意見を述べること。
- 幼保連携型認定こども園の事業停止・施設閉鎖命令について意見を述べること。
- 幼保連携型認定こども園の認可取消しについて意見を述べること。

○児童福祉法

- 保育所の認可について意見を述べること。

※ 子ども・子育て会議としての役割のほか、本来の児童福祉専門分科会としての所掌事務は次のとおり。

- 児童福祉に関する事項の調査審議。
- 児童福祉施設の設置者に対する業務停止命令について意見を述べること。
- 最低基準を超えて設備及び運営を向上させる児童福祉施設への勧告について意見を述べること。
- 母子家庭の福祉に関する事項の調査審議及び関係行政機関へ意見を述べること。
- 母子福祉資金貸付金の停止の場合の意見を述べること。
- 母子保健に関する事項の調査審議及び関係行政機関へ意見を述べること。

# 会議の委員構成

既存の児童福祉専門分科会委員8名の委員に加子ども・子育て会議設置の趣旨(※)を踏まえ、教育・子育て支援分野等から新たに7名の委員を追加し、全体で15名の体制とした。

※ 教育・保育・子育ての3本柱を中心とするバランスに配慮し、かつ、子育て当事者の参画に配慮した構成員により、子ども・子育て会議の設置に努める。

## 【構成】

区分	教育分野	保育分野	子育て支援分野	その他	公募	合計
現行委員	0人	2人	2人	4人	0人	8人
新規委員	4人	1人	0人	0人	2人	7人
合計	4人	3人	2人	4人	2人	15人

# 主な審議事項(新制度施行まで)

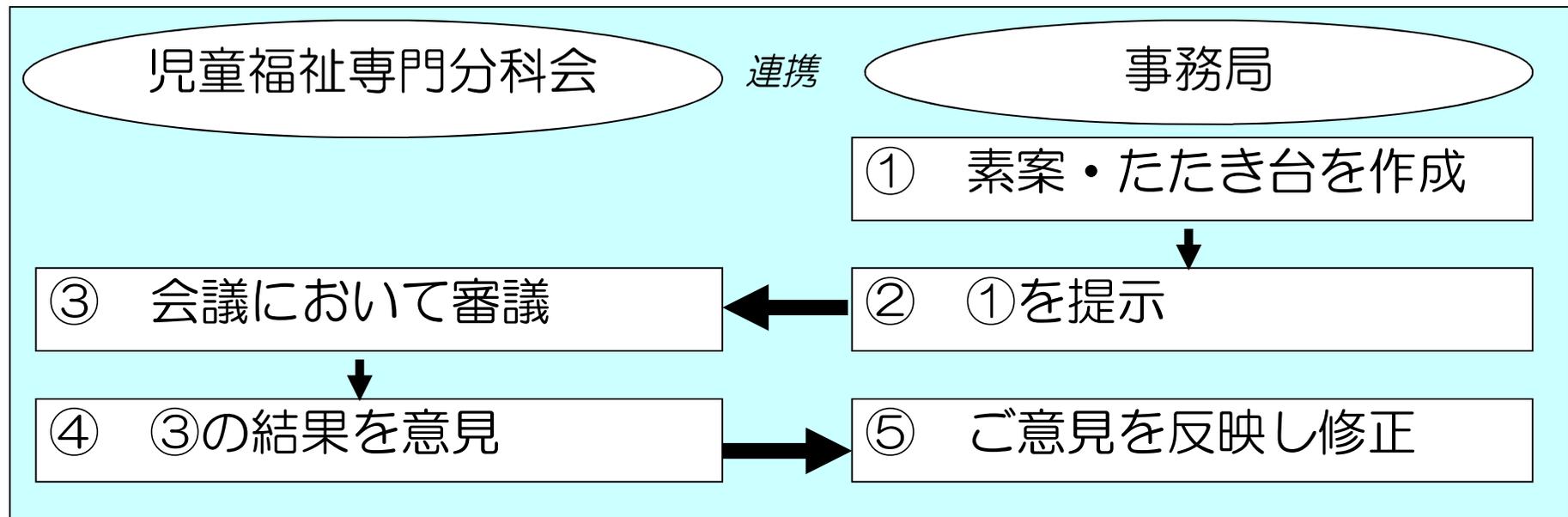
現時点で想定される、新制度施行（27年4月）までの主な審議事項は次のとおり。

- 1 子ども・子育て支援事業計画策定（ニーズ調査を含む）
- 2 給付対象施設の利用定員（認定こども園・幼稚園・保育所）
- 3 その他、新制度の施行準備にあたり本市が決定すべき重要事項

※ これらのほか、新制度に関する国の重要な決定事項、市の進捗状況等について、必要に応じて事務局から報告する。

# 基本的な審議方法(新制度施行まで)

審議事項については、事務局が素案・たたき台を提示して、会議のご意見を聴き、その内容を反映することとする。



※必要に応じて①～⑤の繰り返し。  
※会議からの意見聴取に加え、必要に応じてパブリックコメントを実施。

**方針決定**

# 主なスケジュール(新制度施行まで)

平成25年度は、計2回開催予定。(必要に応じて追加する場合あり。)  
【審議予定事項】

会議開催日	主な審議事項
第1回 H25.9.13 (本日)	<ul style="list-style-type: none"><li>・子ども・子育て支援新制度について</li><li>・いわき市の取組み状況等について</li><li>・児童福祉専門分科会(子ども・子育て会議)について</li><li>・ニーズ調査について</li><li>・幼児教育のあり方について</li><li>・母子保健計画について 等</li></ul>
第2回 H26.1頃予定	<ul style="list-style-type: none"><li>・ニーズ調査結果報告 等</li></ul>

※ 今後の審議事項、開催時期・回数等は、国の動向等に応じて、随時検討する。